

# 幸手市暴力団排除条例が制定されました

平成24年7月1日施行

## 条例の目的

この条例は、暴力団を排除するための活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民生活の安全と平穏を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものです。



## 条例の基本理念

暴力団排除活動は「暴力団を恐れない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本として推進し、だれもが暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければなりません。



## 条例の主な内容

### 市の責務

- 基本理念にのっとり、暴力団排除活動に関する施策を実施します。
- ・公共工事その他の事業により暴力団を利するこのないように必要な措置を講じます。
  - ・暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益になると認めるときは、公の施設の利用を許可しません。
  - ・中学校において、暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じます。
  - ・市民及び、事業者の皆さまへの情報提供、啓発活動及び広報活動を行います。



### 市民・事業者の責務

市民及び事業者の皆さまには、基本理念にのっとり、暴力団排除活動に取り組むよう努めるとともに、市の暴力団排除活動に関する施策に協力し、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市または警察へ積極的に情報提供するようお願いいたします。

### 暴力団に関する相談窓口

(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター  
048-834-2140  
幸手警察署 刑事課  
42-0110

### 条例に関する問い合わせ

幸手市役所 市民生活部  
くらし安全課  
43-1111